

調布市被災建築物応急危険度判定 業務マニュアル

補償制度関係

全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領

第1 目的

この要領は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた全国被災建築物応急危険度判定要綱及び、各都道府県が定める被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、応急危険度判定等に関する業務に従事する被災建築物応急危険度民間判定士等に関する補償制度の内容及びその手続きを定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 判定

全国被災建築物応急危険度判定要綱第2の1に定める判定をいう。

(2) 全国要綱等

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた全国被災建築物応急危険度判定要綱及び、各都道府県が定める被災建築物応急危険度判定要綱をいう。

(3) 全国協議会

全国被災建築物応急危険度判定協議会をいう。

(4) 都道府県会員

全国被災建築物応急危険度判定協議会会員のうち都道府県である会員をいう。

(5) 民間判定士等

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることができる者以外の者で、都道府県会員が判定士又は、判定コーディネーターとして登録した者をいう。

(6) 判定活動

地方公共団体が全国要綱等に基づき実施する判定に係る活動をいう。

(7) 訓練活動

地震時の円滑な判定実施のために民間判定士等を対象した、都道府県会員が主催若しくは共催する訓練、又は都道府県会員の管轄する区域の地方公共団体等が実施する訓練をいう。

第3 適用対象

この要領の適用の対象となる活動の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第7第1項1号に基づき、あらかじめ適用の通知した訓練活動

(2) 第7第1項2号に基づき、あらかじめ不適用の通知しなかった判定活動

2. この要領の適用の対象となる活動の期間は、次のとおりとする。

(1) 訓練活動に従事するため、民間判定士等が自宅又は、職場を離れ、訓練に参加し、自宅若しくは職場に復帰するまでの間とする。ただし、宿泊のため宿泊施設に入っ

ら行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除く。

(2) 判定活動に従事するため、民間判定士等が自宅又は、職場を離れ、判定を行い、自宅若しくは職場に復帰するまでの間とする。

3. 具体的な適用の範囲及び期間は、第5第1項に基づき、損害保険会社（損害保険会社が複数で会社団を構成する場合は、幹事会社とする。）と全国協議会が締結する「保険契約」及び「被災建築物応急危険度判定士災害補償に関する特約書」（以下、「保険契約等」という。）によるものとする。

第4 補償内容

補償の内容は次のとおりとする。

(1) 傷害補償額は、死亡時2千万円/人、後遺障害2千万円/人（上限）、入院時5千円/人・日、通院時3千円/人・日とする。

(2) 施設賠償額は、1件当たり、対人、対物あわせて1億円を限度とする。

2. 補償内容の詳細な内容は、保険契約等によるものとする。

第5 保険契約の手続き等

保険契約等の締結は、全国協議会の承認を得て行う。

ただし、損害保険会社、保険内容、保険金額（民間判定士等の人数の変更等による保険料の1割以下の変更を除く。）に変更がない場合は、全国協議会幹事会の承認を得て保険契約を更改できる。

2. 被保険者は、傷害事故については、民間判定士等とし、賠償事故については、民間判定士等、全国協議会及び、地方公共団体とする。

3. 保険契約等の構成は次のとおりとする。

(1) 天災特約保険付きとする。ただし、訓練活動時は除く。

(2) 訓練活動中の補償には行事参加者傷害保険、施設賠償責任保険により構成する。

(3) 判定活動中の補償には国内旅行傷害保険、施設賠償責任保険により構成するものとする。

4. 毎年度の保険契約終了日における保険料の精算については、その結果を翌年度の全国協議会総会に報告するものとする。

5. 損害保険会社の選定については全国協議会幹事会に諮り、定めるものとする。

第6 保険契約等に要する経費の負担

都道府県会員は、補償制度当初負担金として金300,000円を全国協議会に拠出する。

2. 毎年度、訓練活動又は、判定活動に関して、補償制度を適用したことにより生じる必要な経費は当該都道府県会員が補償制度適用負担金としてこれらの活動を実施した管内の地方公共団体等と調整の上、全国協議会に拠出する。

3. 全国協議会は前各項による負担金により、毎年度、第4の補償内容の保険契約又は契約更改を行うものとする。

ただし、保険契約に記載の契約手数料（最低保険料）、この要領の運用に伴う事務費等は全国協議会が負担するものとする。

第7 補償制度の適用に関する事務等

この要領による補償制度の適用に関する事務手続きについては次のとおりとする。

- (1) 地方公共団体は、予定される訓練活動のうちこの要領による補償制度の適用対象とするものについては、あらかじめ参加予定人数及びその氏名、活動期間等を都道府県会員を経由して全国協議会に通知するものとする。
 - (2) 地方公共団体は、判定活動において、この要領による補償の適用を必要としない場合は、判定活動の実施の前日までに、その旨を文書により、都道府県会員を経由して全国協議会に通知するものとする。
 - (3) 地方公共団体は、訓練活動及び、判定活動を実施した場合、毎月ごとの参加人数及びその氏名、活動期間等を翌月の20日までに都道府県会員を経由して文書により、全国協議会に通知するものとする。
 - (4) 全国協議会は、第3号の通知があった場合は、保険契約等の定めるところにより、速やかに、損害保険会社に通知するものとする。
2. 前項第1号により通知を行い訓練活動をした場合及び、前項第2号の通知を行わないで判定活動を実施した場合は、当該地方公共団体を包括する都道府県会員は管内の地方公共団体等との調整の上、第6第2項に基づく負担金を拠出するものとする。
3. 都道府県会員は、随時、この要領の適用対象とする民間判定士等の名簿を作成又は、更新するものとする。
4. 全国協議会は、この要領の円滑な運用のため、会員並びに損害保険会社と必要な調整を行い、必要な資料を整理、保管し、会員への提供に努めるものとする。

第8 全国協議会の事務

この要領に定める全国協議会の事務は、全国協議会の事務局である（一財）日本建築防災協会が行うものとする。（い）

ただし、被災等により事務局の機能を果たせない場合は、全国協議会会長が事務局を移すことができるものとする。

2. 前項の場合において、全国協議会会長は会員にその旨を速やかに通知するものとする。

第9 その他

この要領の施行に際し、必要な事項については、全国協議会幹事会の承認を得て、別に定める。

施行 1998年（平成10年）5月11日

改正 2018年（平成30年）5月25日（い）

全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度事務マニュアル

1 目的

このマニュアルは、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領（以下「要領」という。）に基づき円滑な事務処理を行うため、必要な手続き等について定めるものである。

2 用語の定義

このマニュアルにおいて特に定義のない限り、用語の意義は、要領の定義によるものとする。

3 保険契約等の手続き

(1) 保険契約等の締結

全国協議会事務局（以下「事務局」という。）は、都道府県会員（以下「都道府県」という。）から拠出を受けた補償制度当初負担金の範囲内で、被保険者となる民間判定士等の人数を設定し、これに基づく保険契約等を締結するとともに、保険証券記載の暫定保険料を支払う。

(2) 保険契約等の更改

事務局は、保険契約等の終了時に当該保険期間中に補償制度を適用したことにより、生じた保険料を暫定保険料との間において精算し、保険契約等を更改する。

損害保険会社（以下「保険会社」という。）、保険内容、保険料の額（民間判定士等の人数等の変更による保険料の1割以下の変更を除く。）に変更のない場合は、全国協議会の幹事会の承認を、それ以外は総会の承認を得て行う。（ろ）

4 補償制度の適用手続き

(1) 補償制度の適用の通知

全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度（以下「補償制度」という。）の適用についての具体的な手続きは次のとおりとする。

① 訓練活動

補償制度の適用対象とするものについては、あらかじめ、参加人数及びその氏名、活動期間等を都道府県を經由して事務局に通知することとされており、訓練実施日の1週間前までに、この通知を行うものとする。

② 判定活動

補償の適用を必要としない場合は、判定活動の実施の前日までに、その旨を文章により、都道府県を經由して事務局に通知するものとする。

このように、訓練活動の場合は、補償制度の適用対象とするものを、都道府県を經由して事務局に通知するのに対し、判定活動の場合は、参加する民間判定士等には、必ず補償が適用されることを前提としており、地方公共団体で独自に補償制度が設けられて

いる場合にのみ、例外的に不適用の通知をするものである。

訓練活動において補償制度の適用対象とする通知は、(様式1)により、都道府県を經由して事務局に行うものとする。

判定活動において補償制度の適用対象としない旨の通知は、(様式2)により、都道府県を經由して事務局に行うものとする。

事務局は、当該通知があった場合には速やかに保険会社に通知するものとする。

(2) 判定士等の氏名等の確認

補償制度の適用は各都道府県の登録を受け、かつ訓練または判定活動に従事した判定士等として氏名等を事務局に通知されたものに限定される。

従って、あらかじめ、各都道府県で、民間判定士等を登録した名簿を作成しておく必要があり、訓練及び判定活動の際には、実際に活動に参加した民間判定士等の名簿を作成する必要がある。

あらかじめ作成する名簿(以下「登録名簿」という。)については、登録番号、氏名、勤務先または連絡先(住所、電話番号)を記載したものを作成し、都道府県において確実に管理するものとする。活動時に作成する名簿は、(様式3)より作成し、現地集合時に地方公共団体等の職員が登録証とこの名簿と照合して本人の参加と名簿記載事項の確認を行うものとする。この名簿は判定活動期間ごとに整理番号を付け記載する。(い)なお、登録名簿に登録されている者のみ対象となるので、注意すること。

登録証を持参していない者は、本人であることが確認できない限り、訓練または判定活動に従事させないものとする。ただし、運転免許証等により本人であることが確認できる場合はこの限りでない。

また、災害時には、テレビ、ラジオ等の単一方向のマスメディアを通じて判定士等に召集を呼びかける場合も想定されるが、自宅等から集合場所に参集しながら、判定活動に参加しなかった者についても確実に(様式3)に記載すること。

(3) 他の都道府県からの判定士等の派遣

地方公共団体が、判定士等の派遣要請先の都道府県に、特に、補償制度を適用しない旨の通知をしない限り、派遣依頼を受けた都道府県は(様式4)により派遣の前日までに、要請した地方公共団体を包括する都道府県を經由して当該地方公共団体に通知するものとする。

判定士等の氏名等の確認については、(様式3)を(様式4)に読み替えて(2)の規定を適用する。

(4) 訓練活動及び判定活動後の通知

地方公共団体は、訓練活動及び判定活動を実施した場合、(様式3)または(様式4)を添付し、(様式5)により都道府県を經由し、翌月の20日までに事務局に通知するものとする。(この場合、(様式5)の整理番号と(様式3)または(様式4)の整理番号を合わせること。)

事務局は、当該月末までに、これらを集計し、(様式6)により保険会社に通知するものとする。なお、この場合において訓練活動においては、補償制度の適用対象とする

者として（様式1）により通知のあった名簿記載者のみ通知するものとする。

なお、判定活動に参加し、集合場所に到着するまでの間に事故に遭遇した場合等で集合場所での確認ができず、かつ期間内に通知することが不可能であったケースでも、やむを得ない場合に限り、保険の対象となり得るので、今事実が確認され次第、事務局及び保険会社に相談すること。

(5) 事故の通知

被保険者（民間判定士等、全国協議会及び地方公共団体）が事故等の発生を知ったまたは損害賠償請求を受けた場合（以下「事故等を知った場合」という。）は、保険契約等に基づき保険会社に書面をもって通知しなければならないとされている。この場合において、原則として、民間判定士等は派遣された地方公共団体を通じ、地方公共団体は都道府県及び事務局に經由して（様式7）により通知するものとする。

事務局は自ら事故等が発生を知った場合も、（様式7）により損害保険会社に通知するものとする。

(6) 補償制度適用負担金の拠出

訓練または判定活動に関して補償制度を適用したことによる必要な経費（以下「補償制度負担金」という。）は毎年、保険会社からの請求に基づき、事務局は（様式8）により7月1日から3月末までの活動分を5月15日までに、4月から6月末までの活動分を8月15日までに訓練または判定活動を実施または要請した地方公共団体を包括する都道府県に請求する。

当該都道府県は、事務局から前記の請求があった場合、7月から3月末の活動分については6月15日までに、4月から6月末までの活動分については9月15日までに補償制度適用負担金を拠出するものとし、事務局は保険契約等に基づき、保険料を精算するものとする。

なお、要領においては、補償制度適用負担金は当該都道府県が拠出することとしているが管内の市町村との負担については各都道府県においてあらかじめ取り決めておくことが望ましい。

5 保険料の額

保険料は、訓練及び判定活動に参加した全ての民間判定士等の人数に対して必要となるので、4の(2)の名簿を確実に作成すること。万一、記入漏れ、確認漏れがあった場合には、保険金の支払い等に支障が生じる恐れがあるので、注意が必要である。

なお、保険金の算定は次の算定式により行われる。（保険料は、傷害保険及び賠償責任保険が対象）

① 訓練活動時＝（様式3）に記載された人数×訓練単位^{*1}

^{*1} 訓練1回あたりの参加人数が3,000人以上 79円（ろ）

1,000人以上 83円（ろ）

500人以上 89円（ろ）

20人以上 92円（ろ）

1人以上96円(ろ)

- ② 判定活動時＝〔(様式3)に記載された人数＋A〕×判定活動時保険料算出表の金額
(い)

A：判定活動を目的に参集する途上についても補償制度の適用対象となるので集合場所に到着するまでの間に事故等のやむを得ない理由により、集合場所での確認がとれなかった者についても、判定活動への参加が確認された者については人数に加える。

判定活動時保険料算出表(い)(ろ)

	1泊2日まで	3泊4日まで	6泊7日まで
1名の保険料	1,013円	1,127円	1,254円

6 保険契約等の代理店の扱い

4の(1)、(4)、(5)、(6)における保険会社への通知等は保険契約等に基づき代理店への通知をもってこれに代えるものとする。

7 緊急時における通知の取り扱い

地方公共団体は、被災等により都道府県または事務局がその機能を果たせない緊急の場合、4の(4)、(5)における経路または通知は、機能の果たせない団体を経ることなく行うものとする。この場合において、その機能が回復した時、地方公共団体は、速やかに通常の経路または通知を行うものとする。

判定士等は緊急時において4の(5)の通知において都道府県及び事務局を経由または通知するいとまがない場合は、直接、保険会社に通知を行うものとし、後に改めて通常の経路または通知を行うものとする。

以上の場合において文書による通知が困難な場合は、電話等の通信手段によることも可能とするが、文書による通知が可能となった際には速やかにこれを行うものとする。

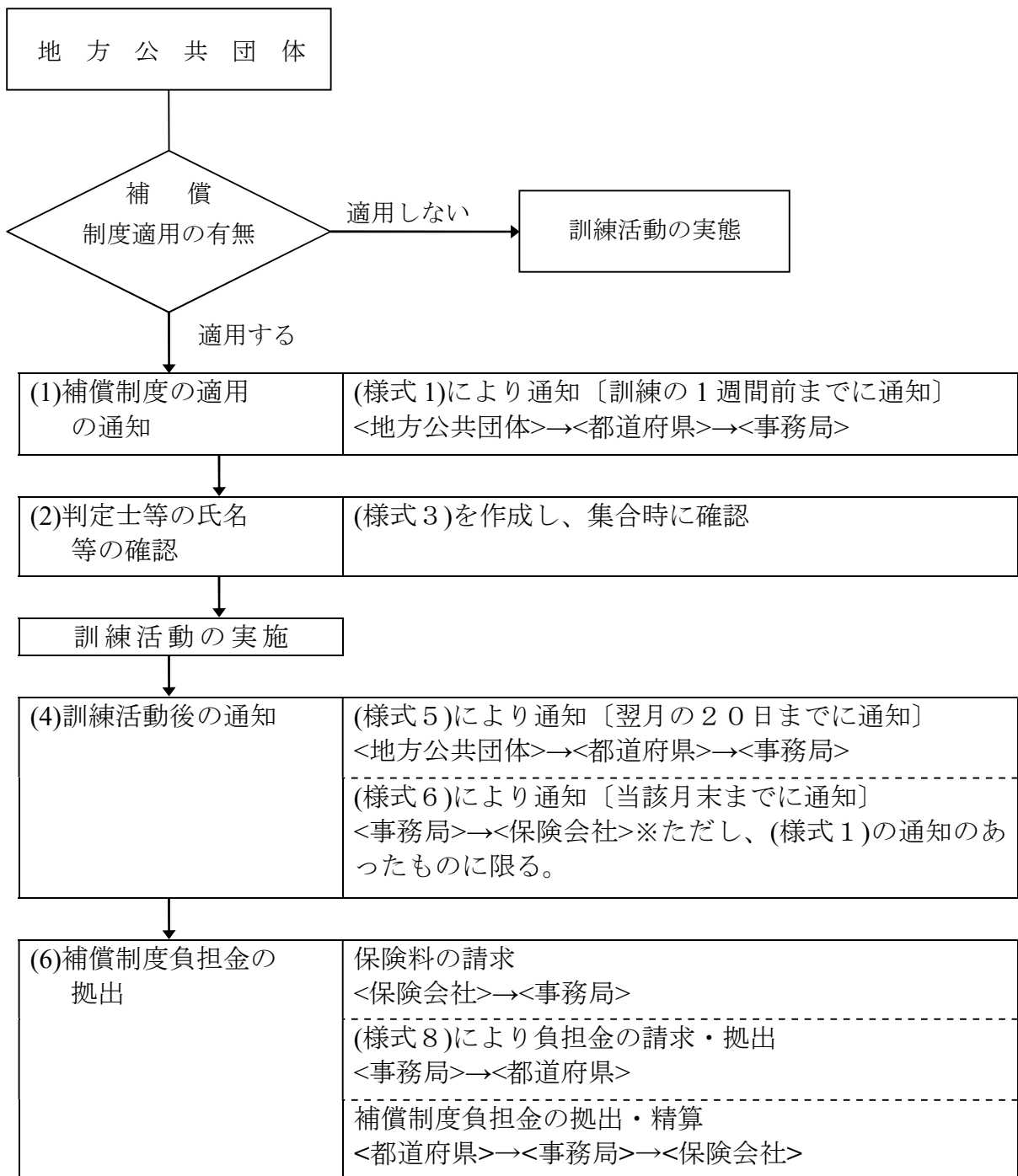
施行 1998年(平成10年)5月11日

改正 2007年(平成19年)7月1日(い)

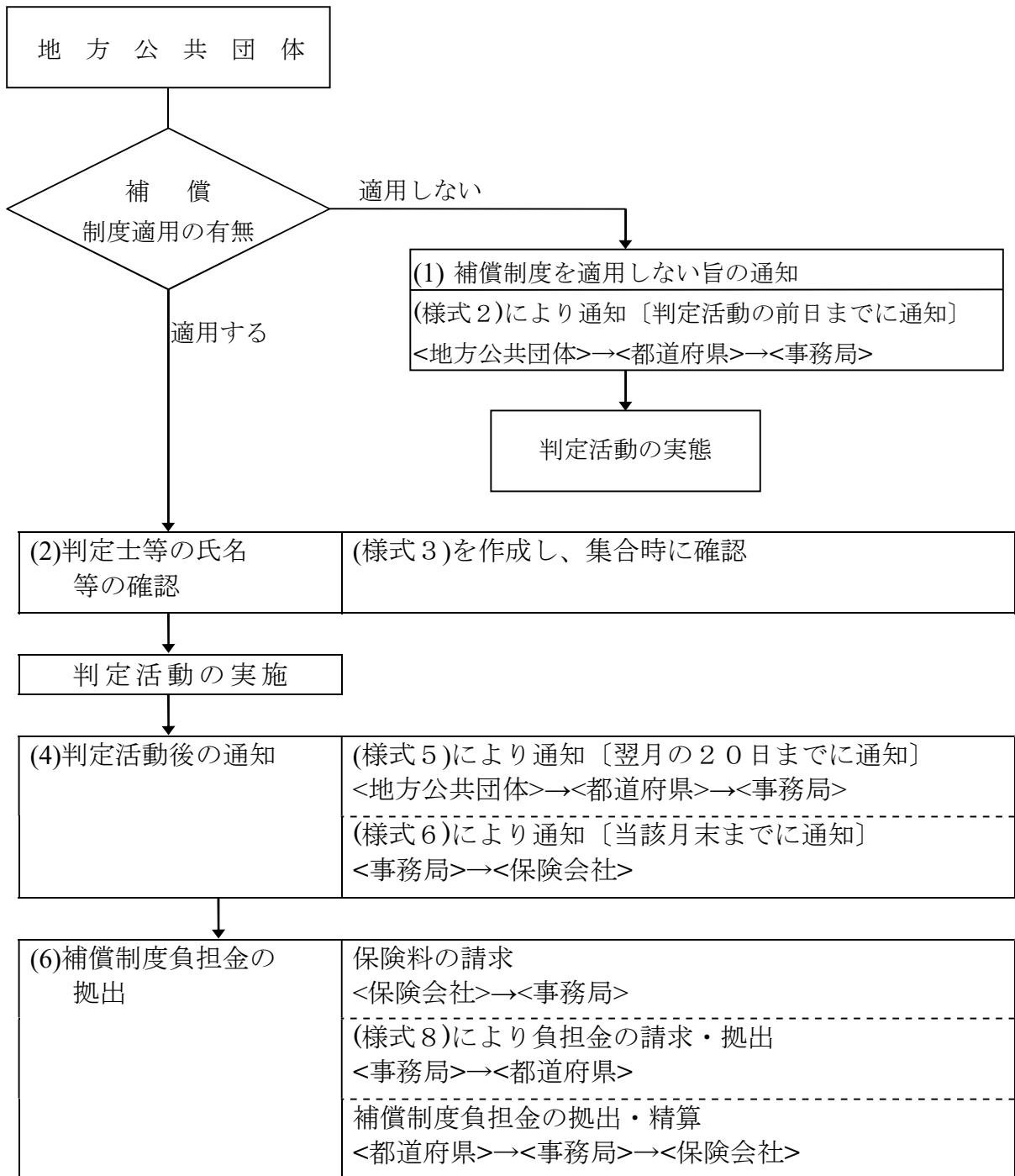
改正 2015年(平成27年)8月25日(ろ)

【適用通知・補償制度負担金拠出手続きフロー】

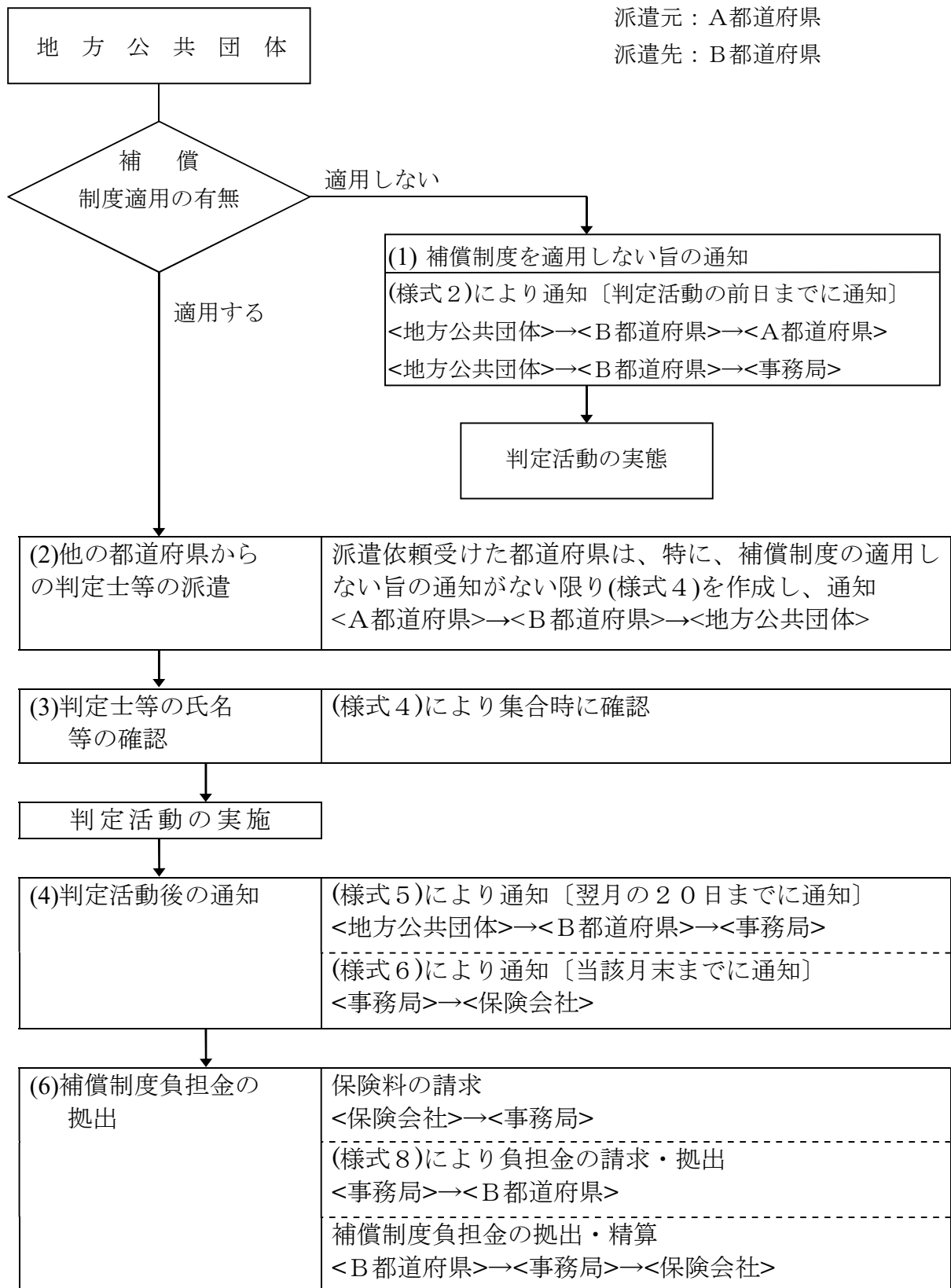
1 訓練活動の場合



2 判定活動の場合（他の都道府県からの判定士等の派遣がない時）

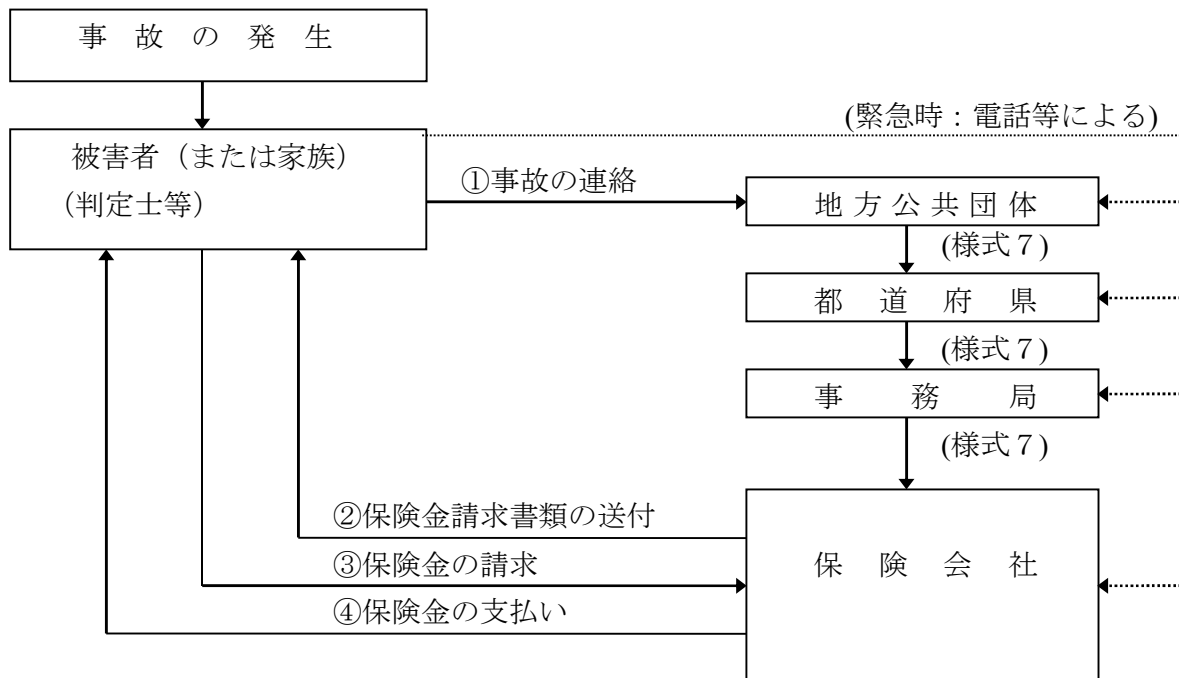


3 判定活動の場合（他の都道府県からの判定士等の派遣がある時）



【事故の通知・保険金支払い手続きフロー】

—判定士等に事故があった場合—



【補償制度適用負担金の支払時期】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	備考
都道府県の負担金の拠出	活動 ○・○	報告 ◎ (様式8)	請求受理 ○ ↓ 2末 債務負担行為	(出納整理期間)	負担金拠出 ↑ (5/15)					活動が1月までの場合年度内に請求が可能。活動期間と同一年度の予算で拠出した場合はこちらを遷諾する。
活動期間の翌年度の予算から拠出する場合	活動 ○・○	報告 ◎ 4末	請求受理 (様式8) ○ ↓ 債務負担行為 ○			負担金拠出 ○ (6/15) 活動 ○・○	請求受理 (様式8) ○ ↓ 報告 ◎ 7末 ○ 債務負担行為 負担金拠出 (9/15) ○			活動が2月以降になる場合は活動報告が4月なもの
事務局の契約事務等	請求送付 (3/15) (様式8) ○ ※1				請求送付 (5/15) (様式8) ○ ※2	契約手続 ○……	契約更新 ● (7/1) 請求送付 (8/15) (様式8) ○ ※3 9末 ● 精算			

※1は7～1月末までの活動分を請求

※2は3月分までの活動分を請求

※3は4～6月分までの活動分を請求

※1は特に活動期間と同一年度の予算から拠出失態との要請があった場合のみ

[注]報告時期は、保険会社への報告があったもの

【手続きの参考例】 一他の都道府県に判定士等の派遣を要請する場合―

	地震発生	判定前日まで	判定活動日	
被災 市町村	○派遣要請 ●制度適用の 判断	○様式4受理	○様式4→◎判定 確認 活動	○様式5 作成 調整 ○
被災 都道府県B	○ ○派遣要請	様式4 受理○	○經由	○經由 ○様式8――○負担金 受理 拋出
全国協議会 事務局			○様式7受理 ○	○様式5受理 ○様式6作成 ○保険料請求 ○負担金 受入
保険会社			○様式7受理	○様式6 受理 ○契約 精算
派遣元 都道府県A	○派遣要請受理 ○ 派遣要請受諾 ○	様式4 作成 名簿通知 ○判定士等の 決定		

(様式1)

補償制度対象訓練活動の実施通知書

年 月 日

全国被災建築物応急危険度判定協議会 御中
 (〇〇都道府県経由)

地方公共団体名

下記の訓練活動について、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用対象とするので、同要領第7(1)の規定により通知します。

記

訓練活動の 予定日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
訓練活動の 参加予定人数	人
訓練活動の 場所	

経由欄 (都道府県)		地方公共団体 連絡先	△△市△△課△△係 TEL 0000-00-0000 △△ △△
---------------	--	---------------	--

(様式2)

補償制度対象としない旨の通知書

年 月 日

民間判定士等派遣元都道府県

全国被災建築物応急危険度判定協議会

(〇〇都道府県経由)

御中

地方公共団体名

下記の訓練活動について、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用対象としないので、同要領第7(2)の規定等により通知します。

記

不適用とする 期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
不適用とする 判定活動の 実施場所	
他の補償制度 適用の状況	

経由欄 (都道府県)		地方公共団体 連絡先	△△市△△課△△係 TEL 0000-00-0000 △△ △△
---------------	--	---------------	--

(注)※は他の都道府県からの派遣をうけた場合に通知する。

(様式3)

整理番号	
------	--

被災建築物応急危険度民間判定士等名簿

(地方公共団体名：)

判定・訓練 活動の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
集合場所			
確認日時	年 月 日 時	確認者氏名	

No	登録番号	氏名	性別	年齢	勤務先・連絡先	確認欄
1		ふりがな -----			ふりがな -----	
2		ふりがな -----			ふりがな -----	
3		ふりがな -----			ふりがな -----	
4		ふりがな -----			ふりがな -----	
5		ふりがな -----			ふりがな -----	
6		ふりがな -----			ふりがな -----	
7		ふりがな -----			ふりがな -----	
8		ふりがな -----			ふりがな -----	
9		ふりがな -----			ふりがな -----	
10		ふりがな -----			ふりがな -----	

(注) 整理番号は活動単位毎に記入すること。

(/)

(様式4)

整理番号

被災建築物応急危険度民間判定士等派遣者名簿

〔派遣元都道府県名： 〕⇒〔派遣先地方公共団体名： 〕

判定・訓練 活動の期間	※	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
集合場所	※	
確認日時	※	年 月 日 時 確認者氏名 ※

No	登録番号	氏名	性別	年齢	勤務先・連絡先	確認欄
1		ふりがな -----			ふりがな -----	※
2		ふりがな -----			ふりがな -----	
3		ふりがな -----			ふりがな -----	
4		ふりがな -----			ふりがな -----	
5		ふりがな -----			ふりがな -----	
6		ふりがな -----			ふりがな -----	
7		ふりがな -----			ふりがな -----	
8		ふりがな -----			ふりがな -----	
9		ふりがな -----			ふりがな -----	
10		ふりがな -----			ふりがな -----	

(注) 整理番号は活動単位毎に記入すること。 (/)

※は派遣先の地方公共団体で記入

(様式5)

訓練活動及び判定活動状況通知書 (その1)

年 月 日

全国被災建築物応急危険度判定協議会 御中

(〇〇都道府県経由)

地方公共団体名

下記のとおり、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用となる訓練活動及び判定活動について別添のとおり、民間判定士等の名簿を添えて通知します。

記

通知の内容	年 月 活動分		
整理番号	訓練・判定の種別	活動の実施機関	活動人数
1	訓練・判定	月 日 ～ 月 日	
2	訓練・判定	月 日 ～ 月 日	
3	訓練・判定	月 日 ～ 月 日	
計	訓練： 回	判定： 回	

経由欄 (都道府県)		地方公共団体 連絡先	△△市△△課△△係 TEL 0000-00-0000 △△ △△
---------------	--	---------------	--

(注) 訓練・判定の種別は、該当分を○で囲む

必ず(様式3)または(様式4)を添付し、上記の整理番号と合わせること。

(様式6)

訓練活動及び判定活動状況通知書(その2)

年 月 日

□□□□損害保険会社 御中
 ×××× 代理店

全国被災建築物応急危険度判定協議会
 事務局 (一財) 日本建築防災協会

下記のとおり、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度の適用となる 年 月分の訓練活動及び判定活動を通知します。

記

都道府県名 (地方公共団体名)	訓練・判定 の種別	登録番号	氏名	性別	年齢	活動実施期間
(様式5) のとおり						
合計	都道府県数 :		活動人数 :			

(注) 訓練・判定の種別は、該当分を○で囲む。

(様式7)

事故発生通知書

□□□□損害保険会社
 ×××× 代理店
 または
 全国被災建築物応急危険度判定協議会
 (〇〇都道府県経由)
 (地方公共団体経由)

} 御中

全国被災建築物応急危険度判定協議会
 地方公共団体
 判定士等

※

下記のとおり、訓練活動・判定活動において事故が発生したので通知します。

事故の発生日時	年 月 日 時 頃					
事故の発生した場所						
事故の内容						
関係する判定士等の氏名等	登録した都道府県		登録番号		ふりがな氏名	

経由欄 (都道府県)		地方公共団体 連絡先	△△市△△課△△係 TEL 0000-00-0000 △△ △△
---------------	--	---------------	--

※ 訓練・判定の種別は、該当分を○で囲む。

(様式8)

補償制度適用負担金請求書

〇〇都道府県 殿

全国被災建築物応急危険度判定協議会
事務局 (一財)日本建築防災協会

全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領第6の2に基づき補償制度適用負担金を請求します。

請求金額	金 円也			
納入期限	年 月 日 時頃			
補償制度 を適用し た活動	期 間		訓練・判定の種別	
	参加人数			
	活動場所			
請求額の 内訳				

全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度に関する特約書

全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「甲」という。）と幹事会社大東京火災海上保険株式会社、別紙に定める非幹事共同引き受け損害保険会社（以下総称して「乙」という。）および本保険契約の取扱代理店である建栄サービス株式会社（以下「丙」という。）は、民間判定士等による訓練活動および判定活動に関する保険契約（以下「保険契約」という。）について、次のとおり特約書を締結する。

第1章 定義条項

（用語の定義）

第1条 この特約についての用語の定義は全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領の定義に従います。

第2章 訓練活動中の傷害担保条項

（保険金を支払う場合）

第2条 乙は、民間判定士等が行う訓練活動中に発生した急激かつ偶然の外来の事故（以下この担保条項および第5章一般条項において「事故」といいます。）によってその身体に被った傷害（以下第5章一般条項において「傷害」といいます。）に対して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領、傷害保険普通保険約款、行事参加者の傷害危険担保特約条項、ならびにこの担保条項と第5章一般条項に従い、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。）を支払います。

2. 前項の傷害には、身体外部からの有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸入または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸入または摂取したとき結果に生じる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒は含みません。

3. 民間判定士等が行う訓練活動を行事（以下「行事」といいます。）とみなします。

（被保険者の範囲）

第3条 この担保条項による被保険者とは、全国要綱等に基づいてあらかじめ適用の通知をした訓練活動に参加した民間判定士等で、都道府県会員が民間判定士等として登録した者をいいます。

（暫定保険料）

第4条 甲は、保険契約締結と同時に保険証券記載の暫定保険料（以下「暫定保険料」といいます。）を丙を通じて乙に支払うものとします。

2. 傷害保険普通保険約款第2条（責任の始期および終期）第3項の規定および傷害保険普通保険約款に付帯される他の特約条項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱の規定は、前項の暫定保険料に適用するものとします。

（名簿の備付け）

- 第5条 甲は、被保険者の氏名等を記載した名簿を、全国要綱等の補償制度に関する都道府県会員の事務に従い備え付けることとし、乙は、必要と認めた場合は、いつでも名簿を閲覧または写しの提示を求めることができるものとします。
2. 乙は、甲が前項の規定による要求を正当な理由なくして拒んだ場合は、保険金を支払いません。

（訓練活動の通知）

- 第6条 甲は、全国要綱等の補償制度に関する都道府県会員の事務に従い、保険期間の末日を締切日とし、締切後1ヶ月以内に、保険期間中の活動に参加したすべての被保険者の氏名、活動参加延べ人数等について、丙に通知しなければなりません。乙は、丙に通知がなされなかったものについては保険金を支払いません。
2. 乙は、前項の通知に遅延または脱漏があったときは、その遅延または脱漏した訓練活動に参加したすべての被保険者にかかわる保険金を支払いません。ただし、その遅延または脱漏が甲の故意または重大な過失によらなかったことを証明した場合にはこの限りではありません。
 3. 甲は、第1項の通知に遅延または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても異議なくこれに対する保険料を支払わなければなりません。

（確定保険料）

- 第7条 甲は、保険期間終了後3ヶ月以内に前条第1項の規定による通知に基づく活動参加延べ人数により算出した確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

（傷害保険普通保険約款の読み替え）

- 第8条 この担保条項については傷害保険普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）第1項、第6条（後遺障害保険金の支払）第1項および第5項、第7条（入院保険金および手術保険金の支払）第1項、第8条（通院保険金の支払）第1項、第9条（死亡の推定）、第10条（他の身体の障害または疾病の影響）、第11条（告知義務）第3項第3号ならびに第23条（事故の通知）第1項の規定中「第1条（当会社の支払責任）の傷害」とあるのを「この担保条項第2条（保険金を支払う場合）の傷害」と読み替えて適用します。

第3章 判定活動中の傷害担保条項

(保険金を支払う場合)

第9条 乙は、民間判定士等が行う判定活動中に発生した急激かつ偶然の外来の事故（以下この担保条項および第5章一般条項において「事故」といいます。）によってその身体に被った傷害（以下第5章一般条項において「傷害」といいます。）に対して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領、傷害保険普通保険約款、国内旅行傷害特約条項および天災危険担保特約条項、ならびにこの担保条項と第5章一般条項に従い、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。）を支払います。

2. 前項の傷害には、身体外部からの有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸入または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸入または摂取したとき結果に生じる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒は含みません。
3. 民間判定士等が行う判定活動を国内旅行（以下「国内旅行」といいます。）とみなします。

(被保険者の範囲)

第10条 この担保条項による被保険者とは、全国要綱等に基づいて判定活動（あらかじめ不適用の通知をした判定活動を除きます。）に参加した民間判定士等で、都道府県会員が民間判定士等として登録した者をいいます。

(暫定保険料)

- 第11条 甲は、保険契約締結と同時に保険証券記載の暫定保険料（以下「暫定保険料」といいます。）を丙を通じて乙に支払うものとします。
2. 傷害保険普通保険約款第2条（責任の始期および終期）第3項の規定および傷害保険普通保険約款に付帯される他の特約条項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱の規定は、前項の暫定保険料に適用するものとします。

(名簿の備付け)

- 第12条 甲は、保険期間中に登録された被保険者の氏名等を記載した名簿を、全国要綱等の補償制度に関する都道府県会員の事務に従い備え付けることとし、乙は、必要と認めた場合は、いつでも名簿を閲覧または写しの提示を求めることができるものとします。
2. 乙は、甲が前項の規定による要求を正当な理由なくして拒んだ場合は、保険金を支払いません。

(判定活動の通知)

第13条 甲は、全国要綱等の補償制度に関する都道府県会員の事務に従い・各月の末日を締切日とし、締切後1ヶ月以内に、締切日前月1ヶ月間の活動に参加したすべての被保険者の氏名、活動参加延べ人数等について、丙に通知しなければなりません。乙は、丙に通

知がなされなかったものについては保険金を支払いません。

2. 乙は、前項の通知に遅延または脱漏があったときは、その遅延または脱漏した判定活動に参加したすべての被保険者にかかわる保険金を支払いません。ただし、その遅延または脱漏が甲の故意または重大な過失によらなかったことを証明した場合にはこの限りではありません。
3. 甲は、第1項の通知に遅延または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても異議なくこれに対する保険料を支払わなければなりません。

(確定保険料)

第14条 甲は、保険期間終了後3ヶ月以内に前条第1項の規定による通知に基づく活動参加延べ人数により算出した確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

(傷害保険普通保険約款の読み替え)

第15条 この担保条項については、傷害保険普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第5条（死亡保険金の支払）第1項、第6条（後遺障害保険金の支払）第1項および第5項、第7条（入院保険金および手術保険金の支払）第1項、第8条（通院保険金の支払）第1項、第9条（死亡の推定）、第10条（他の身体の障害または疾病の影響）、第11条（告知義務）第3項第3号ならびに第23条（事故の通知）第1項の規定中「第1条（当会社の支払責任）の傷害」とあるのは「この担保条項第9条（保険金を支払う場合）の傷害」
- (2) 第22条（保険料の返還一解除の場合）第2項の規定中「既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料」とあるのは「既経過期間に対応する保険料」

第4章 賠償責任担保条項

(保険金を支払う場合)

第16条 乙は、民間判定士等が行う訓練活動および判定活動において発生した他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）または他人の財物の滅失、き損、もしくは汚損（以下この担保条項および第5章一般条項において「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領、賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、ならびにこの担保条項と第5章一般条項に従い、保険金を支払います。

(被保険者の範囲)

第17条 この担保条項において、被保険者とは次に掲げる者をいいます。

- (1) 全国要綱等によって定義された民間判定士等で訓練活動もしくは判定活動に参加した者

(2) 全国協議会、都道府県会員および管内地方公共団体

2. 前条の規定は前項に定める被保険者につき別個にこれを適用し、被保険者相互間の関係をそれぞれ他人とみなし、被保険者相互間の事故をてん補します。

(保険金を支払う損害の範囲)

第18条 乙が第16条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、次に掲げるものに限ります。

- (1) 被保険者が被害者に対して支払う損害賠償金（賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価額を控除したもの。）
- (2) 第25条（損害の防止または軽減）第1項第1号に掲げる措置を講じるために被保険者が支出した必要または有益な費用（周囲の民家を延焼させた場合に、その延焼を最小限にとどめるために要した消火剤散布のための費用や負傷者の応急手当のための費用等）
- (3) 第25条（損害の防止または軽減）第1項第2号に掲げる手続きを講じるために被保険者が支出した必要または有益な費用（求償すべき相手方に対する損害賠償請求書類送付のための内容証明郵便の郵送料等の通信費や交渉のための交通費等）
- (4) 第25条（損害の防止または軽減）第2項および第3項に掲げる訴訟、調停、和解または仲裁について、乙の承認を得て被保険者が支出した費用
- (5) 第26条（乙による損害賠償請求の解決）第1項に掲げる乙による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

(保険金の支払額)

第19条 前条に定める損害のうち第1号から第3号までについては、1回の事故により発生した損害の合計額が別表第4章賠償責任担保条項に記載の免責金額（以下この担保条項について「免責金額」といいます。）を超過する場合に限り、その超過額について、別表第4章賠償責任担保条項に記載の支払限度額（以下この担保条項について「支払限度額」といいます。）を限度として保険金を支払います。なお、前条第2号に掲げる損害については、被保険者が措置を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合でも、乙は、保険金を支払います。

2. 乙の責任は、1回の事故につき、複数の被保険者が賠償責任を負った場合でも保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。
3. 前条に定める損害のうち第4号については、その全額について保険金を支払います。ただし、前条第1号から第3号までおよび第5号に掲げる各損害の合計額が支払限度額を超過する場合には、支払限度額の前記損害の合計額に対する割合によって、保険金を支払います。
4. 前条に定める損害のうち第5号については、その全額について保険金を支払います。

(保険金を支払わない場合—その1)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を

支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの代理人の故意
- (2) 地震、噴火または津波（ただし、当該判定参集要請や判定実施決定の事由となった地震、噴火または津波は除きます。）
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似の事変または暴動
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (5) 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (6) 第4号以外の放射線照射または放射能汚染
- (7) 被保険者の心神喪失に起因する事故
- (8) 被保険者の、または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する事故
- (9) 航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- (10) 被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して行った行為に起因する事故
- (11) 訓練活動および判定活動（判定の内容を含みます。）の結果に起因する事故
- (12) 被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する事故

（保険金を支払わない場合—その2）

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当する賠償責任に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (2) 訓練および判定対象建築物自体の損壊に対する賠償責任

（暫定保険料）

第22条 甲は、保険契約締結と同時に保険証券記載の暫定保険料（以下「暫定保険料」といいます。）を丙を通じて乙に支払うものとします。

2. 賠償責任保険普通保険約款第4条（責任の始期および終期）第2項の規定および賠償責任保険普通保険約款に付帯される他の特約条項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱の規定は、前項の暫定保険料に適用するものとします。

（確定保険料）

第23条 甲は、保険期間終了後3ヶ月以内に第6条および第13条第1項の規定による通知に基づく活動参加延べ人数により算出した確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

（事故の通知）

第24条 被保険者が事故または事故の原因になると恩われる事由の発生を知った場合に

は、遅滞なく、事故もしくは事由発生の日時、場所、被害の状況、事故もしくは事由発生の原因となった活動の概要、被害者の住所・氏名およびこれらの事項について証人となる者がいるときはその者の住所・氏名を、また、損害賠償請求を受けたときはその内容を、書面をもって乙に通知しなければなりません。

(損害の防止または軽減)

第25条 保険契約者または被保険者は、前条第1項の事故または事由の発生を知った場合には、次に掲げる措置または手続きを講じなければなりません。

(1) 損害の防止または軽減するために必要な応急、緊急の措置

(2) 第三者に損害賠償を請求できる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続き

2. 保険契約者または被保険者は、賠償責任について訴訟を提起しようとし、または調停、和解もしくは仲裁に付そうとする場合は、ただちに乙に通知し、書面による承認を得なければなりません。

3. 保険契約者または被保険者は、賠償責任について訴訟を提起され、または調停、和解もしくは仲裁に付される場合には、ただちに乙に通知しなければなりません。

4. 保険契約者または被保険者は、あらかじめ乙の書面による承認を得ないで賠償責任の全部または一部の承認をしてはなりません。

5. 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく前各項の規定に違反した場合には、乙の支払うべき保険金の額は、次の各号の規定により決定します。

(1) 第1項については、防止または軽減が可能であったと認められる損害額を控除します。

(2) 第2項および第3項については、保険金を支払いません。

(3) 前項については、被保険者に賠償責任がないと認められる部分を控除します。

(乙による損害賠償請求の解決)

第26条 乙は、必要と認めた場合には、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、乙の求めに応じて、その遂行につき乙に協力しなければなりません。

2. 被保険者が正当な理由なく前項の協力に応じない場合には、乙は、保険金を支払いません。

(他の保険契約との関係)

第27条 この保険契約と重複する他の保険契約（名称の如何を問いません。以下同様とします。）がある場合において、第1号に掲げる額が損害額を超えるときは、乙は、第2号に掲げる額の第1号に掲げる額に対する割合を損害額に乗じて支払保険金の額を決定します。

(1) それぞれの保険契約について、他の保険契約がないものとして算出した支払保険金額の合計額

(2) 他の保険契約がないものとして算出した乙の支払保険金の額

2. 前項の損害額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も

低い免責金額を差し引いたものとしします。

第5章 一般条項

(保険期間と乙の支払責任の関係)

第28条 乙は、保険期間中に事故が発生した場合に限り、保険金を支払います。

2. 保険期間が開始しても暫定保険料が払い込まれない場合には、乙は、その間に発生した事故による損害または傷害（以下この条項において「損害等」といいます。）に対しては、保険金を支払いません。

(保険金額)

第29条 この保険契約の保険金額は別表に定めるとおりとしします。

(告知義務)

第30条 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者（これらの代理人を含みます。以下本条において同様としします。）が、故意または重大な過失により、保険契約申込書記載事項のうち重要な事項について、乙に対して、知っている事実を告げずまたは不実のことを告げた場合には、乙は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。

2. 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

(1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなったとき。

(2) 乙が保険契約締結の際、前項の告げなかった事実または告げた不実のことを知り、または過失によってこれを知らなかったとき。

(3) 保険契約者または被保険者が、事故が発生する前に保険契約申込書記載事項のうち重要な事項について、書面をもって更生を乙に申し出て、乙がこれを承認したとき。なお、乙は、更生の申し出を受けた場合において、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が更生すべき事実を乙に告げても乙が保険契約を締結していたと認める時に限り、これを承認するものとしします。

(4) 乙が、前項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日から保険契約を解除せずに30日を経過したとき。

3. 事故が発生した後に第1項の解除がなされた場合でも、第32条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、乙は、保険金を支払いません。すでに保険金を支払っていた場合には、乙は、その返還を請求することができます。

(通知義務)

第31条 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人は、事故発生時において次の各号のいずれかに該当する事実が発生していた場合には、遅滞なく、書面によりその旨を乙に通知し、承認を請求しなければなりません。

- (1) この保険契約と重複する他の保険契約の締結
- (2) 保険契約申込書または保険証券記載事項の変更（被保険者の変更を含みます。）

(保険契約解除の効力)

第32条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(特約書の期間)

第33条 特約期間は保険証券記載の保険始期に始まり、始期1年後の応答日の午後4時までとします。ただし、甲、乙、または丙のいずれかから書面をもって解除の意思表示をしない場合は、この特約書は更に1年間延長され以降毎年これに準ずるものとします。

(幹事会社の位置付けおよび共同保険に関する事項)

第34条 この保険契約は、乙による共同保険契約であって、引き受け保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受け割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

2. 保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引き受け保険会社のために次の事項を行います。

- (1) 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- (2) 保険料の収納および受領または返戻
- (3) 保険契約内容の変更の承認または保険契約の解除
- (4) 保険契約上の規定に基づく告知または通知にかかわる書類等の受領および当該告知または通知の承認
- (5) 保険金請求権等の譲渡の通知にかかわる書類等の受領および当該譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知にかかわる書類等の受領および当該設定、譲渡もしくは消滅の承認
- (6) 保険契約にかかわる異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書き
- (7) 保険の目的その他の保険契約にかかわる事項の調査
- (8) 事故発生もしくは損害発生の通知にかかわる書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- (9) 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払いおよび引き受け保険会社の権利の保全
- (10) その他(1)から(9)までの事務または業務に付随する事項

3. この保険契約に関し幹事会社が行った前項に掲げる事項は、全ての引き受け保険会社がこれを行ったものとみなします。

4. この保険契約に関し保険契約者等が行った幹事会社に対して行った通知その他の行為は、

全ての引受け保険会社に対して行われたものとみなします。

(判定人および裁定人)

第35条 損害額または傷害もしくは後遺障害の程度について、乙と被保険者との間に争いが生じた場合には、当事者双方は、書面をもって各1名ずつの弁護士、医師等当事者双方が認知した公正な判定人を選定し、これをその判定に任せるものとします。判定人の間で意見が一致しない場合は、判定人双方が選定する1名の裁定人にその裁定を任せるものとします。

2. 乙および被保険者は、自己の選定した判定人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、判定に要した共通費用および裁定人の費用（報酬を含みます。）は半額ずつ負担するものとします。

(代位)

第36条 乙が保険金を支払った損害等について、被保険者が第三者からその損害等の賠償を受けることができる場合には、乙は、保険金の限度内で被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得します。ただし、第2章訓練活動中の傷害担保条項および第3章判定活動中の傷害担保条項の保険金を支払った場合における被保険者またはその相続人が被保険者の傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、乙に移転しません。

2. 被保険者は、保険金の領収と同時に、前項の規定によって乙が取得した権利の行使および保全に必要な一切の関係書類を乙に提出しなければなりません。

(準用規定)

第37条 この特約書に定めのない事項については、この特約書の趣旨に反しないかぎり、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領を最優先させて準用し、傷害保険普通保険約款、行事参加者の傷害危険担保特約条項、国内旅行傷害保険特約条項、天災危険担保特約条項、賠償責任保険普通保険約款および施設所有（管理）者特別約款の規定を準用します。

2. 前項に規定する約款、特約条項に、本特約書締結後認可変更が行われた場合には、本保険契約においては、認可変更日以降新たな約款、特約条項の規定を準用するものとします。

(管轄裁判所)

第38条 この保険契約についての訴訟に関しては、日本国の裁判所をもって合意による管轄裁判所とします。

(準拠法)

第39条 この約款に規定していない事項については、日本国の法令によります。

(特約書運用上の協議)

第40条 甲、乙および丙は、次に掲げる場合にはこの特約の趣旨に沿って互いに協議し、

これを決定するものとします。

- (1) この特約の内容および運用に疑義が生じた場合
- (2) この特約に定めのない事態が生じた場合

上記特約書締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名捺印のうえ、各1通を所持します。

1998年（平成10年）7月1日

別紙

発足当時

共同引受保険会社	引受割合
大東京火災海上保険株式会社	52.0%
太陽火災海上保険株式会社	3.0%
大成火災海上保険株式会社	3.0%
興亜火災海上保険株式会社	3.0%
東洋火災海上保険株式会社	3.0%
日新火災海上保険株式会社	3.0%
同和火災海上保険株式会社	3.0%
住友海上火災保険株式会社	3.0%
日産火災海上保険株式会社	3.0%
大同火災海上保険株式会社	3.0%
日動火災海上保険株式会社	3.0%
富士火災海上保険株式会社	3.0%
第一火災海上保険相互会社	3.0%
千代田火災海上保険株式会社	3.0%
安田火災海上保険株式会社	3.0%
東京海上火災保険株式会社	3.0%
三井海上火災保険株式会社	3.0%

以上17社

2007年(平成19年)7月現在

共同引受保険会社	引受割合
あいおい損害保険株式会社(幹事会社)	67%
三井住友海上火災保険株式会社	6%
日本興亜損害保険株式会社	6%
株式会社損害保険ジャパン	6%
ニッセイ同和損害保険株式会社	3%
セコム損害保険株式会社	3%
日新火災海上保険株式会社	3%
富士火災海上保険株式会社	3%
大同火災海上保険株式会社	3%

以上9社

2010年(平成22年)7月現在

共同引受保険会社	引受割合
あいおい損害保険株式会社(幹事会社)	80%
三井住友海上火災保険株式会社	10%
株式会社損害保険ジャパン	10%

以上3社

2014年（平成26年）7月現在

共同引受保険会社	引受割合
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（幹事会社）	73%
三井住友海上火災保険株式会社	6%
セコム損害保険会社	3%
日本興亜損害保険会社	6%
富士火災海上保険株式会社	3%
株式会社損害保険ジャパン	6%
大同火災海上保険株式会社	3%

以上7社

2015年（平成27年）7月現在

共同引受保険会社	引受割合
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（幹事会社）	76%
三井住友海上火災保険株式会社	6%
セコム損害保険会社	3%
損保ジャパン日本興亜株式会社	12%
大同火災海上保険株式会社	3%

以上5社

別 表

保 險 金 額

第2章 訓練活動中 の傷害担保条項	行事参加者傷害保険 保険金額：死亡 2,000 万円 後遺障害 2,000 万円（上限） 入院 5,000 円（日額） 通院 3,000 円（日額）
第3章 判定活動中 の傷害担保条項	国内旅行傷害保険 ※被保険者が、判定作業従事の目的をもって自宅もしくは職場 を出発したときから自宅もしくは職場に帰着したときまで の間 保険金額：死亡 2,000 万円 後遺障害 2,000 万円（上限） 入院 5,000 円（日額） 通院 3,000 円（日額）
第4章 賠償責任担保条項	施設賠償責任保険 支払限度額：1 億円（対人・対物賠償共通） 免責金額：なし

被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン

第1 目的

このガイドラインは、被災建築物応急危険度判定に関し、判定活動に要する経費の負担についての基本的な考え方を定め、もって円滑な判定活動の実施に資することを目的とする。

第2 用語の定義

このガイドラインにおいて次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 全国要綱等

全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「全国協議会」という。）が定めた全国被災建築物応急危険度判定要綱（以下「全国要綱」という。）及び各都道府県が定める被災建築物応急危険度判定要綱をいう。

(2) 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

全国要綱第2第1項に定める被災建築物応急危険度判定をいう。

(3) 判定活動

地方公共団体が全国要綱等に基づき実施する判定に係る活動をいう。

(4) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

全国要綱第2第2項に定める応急危険度判定士をいう。

(5) 応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）

全国要綱第2第3項に定める応急危険度判定コーディネーターをいう。

(6) 行政判定士等（い）

国、地方公共団体等の職員で公務として判定活動を行う者をいう。

(7) 民間判定士等（い）

行政判定士等以外の者で、都道府県会員が判定士又は判定コーディネーターとして登録した者をいう。

(8) 経費

被災建築物応急危険度の判定に関し、判定活動に要する経費で次に掲げるものとする。

- ・ 旅費
- ・ 食糧費
- ・ 支援本部設置費
- ・ 判定資機材費
- ・ 補償制度当初負担金及び補償制度適用負担金

(9) 被災団体

地震により区域内の多くの建築物が被災したため、判定活動を実施した地方公共団体

(10) 応援団体

被災した他の地方公共団体からの要請を受け、判定士及び判定コーディネーターを被災地に派遣した地方公共団体

(11) 業務マニュアル

全国協議会が定めた被災建築物応急危険度判定業務マニュアル

(12)補償制度運用要領等

全国協議会が定めた被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領及び同事務マニュアル

第3 適用の対象

このガイドラインの対象となるのは、判定活動に要する経費とする。

第4 経費負担の範囲等

経費負担の範囲と負担区分については別表のとおりとする。

第5 経費の立替え

応援団体、行政判定士等又は民間判定士等は、緊急に経費を支出する必要性が生じたり、経費の額が確定しない場合等は、経費を立替えすることができるものとする。(い)

2 経費を立替えた者又は団体は別表の負担区分に基づき請求し、請求を受けた者又は団体は速やかにこれを支払うものとする。

第6 適用の除外

被災建築物応急危険度判定に関し、判定活動に要する経費について、特に、当事者間において、別途取り決めがなされた場合は、このガイドラインは適用しない。

第7 施行

このガイドラインは、平成11年5月19日より施行する。

改正 2018年(平成30年)5月25日(い)

(別表) (い)

1 行政判定士等の判定活動に要する経費

項 目		負担区分	説 明
旅費	交通費	居住地と同一の都道府県内の集合場所までの往復の移動に要するもの	応援団体
		居住地と異なる都道府県への集合場所までの往復の移動に要するもの	応援団体
		宿泊費	応援団体
食糧費	集合場所に到着するまでの飲食費		応援団体
	集合場所に到着してから集合場所を離れるまでの飲食費		応援団体

2 民間判定士等の判定活動に要する経費

項 目		負担区分	説 明	
旅費	交通費	居住地と同一の都道府県内の集合場所までの往復の移動に要するもの	民間判定士等	
		居住地と異なる都道府県への集合場所までの往復の移動に要するもの	被災団体	応援団体の旅費規定を参考に交通費の実費相当額を支給する。ただし、被災団体が別途、交通手段を用意した場合は交通費を支給しない。
		宿泊費	被災団体	宿泊先は被災団体が用意又は指定するものとし、それら所定の宿泊施設を利用しなかった場合は、応援団体又は民間判定士等の負担とする。
食糧費	集合場所に到着するまでの飲食費		民間判定士等	
	集合場所に到着してから集合場所を離れるまでの飲食費		被災団体	食事等は被災団体が用意するものとし、それら所定の食事を利用しなかった場合は、民間判定士等の負担とする。 被災団体が食事を用意できない場合は、実費相当を支給する。
補償制度当初負担金及び補償制度適用負担金		補償制度運用要領等に基づく負担とする。		

3 その他判定活動に要する経費

項 目	負担区分	説 明
支援本部設置費 本部設置に係る賃借料、複写機使用料、光熱費、通信費、消耗需要費等	被災団体	応援団体が支出するもの。 (本部設置を庁舎に設置する場合は賃借料の支出を要しないので含まない。)
判定資機材費		被災建築物応急危険度判定必携第4編4.1の標準判定資機材一覧表に基づく負担とする。